

2021年版「税務手帳」追録

(令和3年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

● 令和3年度税制改正	
① 法人税	1
② 所得税	12
③ 相続税・贈与税	18
④ 消費税その他	22
⑤ 納税環境整備	24
● 都道府県別健康保険料率	27

● 令和3年度税制改正

① 法人税

1. 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

- ① 税額控除率を次のとおり見直し，その下限を2%（改正前：6%）に引き下げた上，その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長する。

イ 増減試験研究費割合が9.4%超（14%を上限）

$$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下（2%を下限）

$$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0

$$8.5\%$$

- ② 令和3.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり，かつ，試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く）の控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せする。

- ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

- ① 令和3.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せする。
 - ② 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - イ 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から9.4%を控除した割合に0.35を乗じて計算した割合を加算する（17%を上限とする）。
 - ロ 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。
 - ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合（上記②の適用がある場合を除く）における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長する。
- (3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度
- ① 対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を25%とする。
 - ② 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える。
 - ③ その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確

化する等の運用の改善を行う。

- ④ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究（中小企業者等が行うものは除く）について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。
- ⑤ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する。
 - イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
 - ロ 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

2. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度を見直し、青色申告書を提出する法人が、令和3.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とする。

この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

3. 中小企業の所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す。
- (2) 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直す。

4. デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5.3.31までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の情報技術事業適応（一定のものに限る）の用に供するために特定のソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその情報技術事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。

- (2) 上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。

5. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る）について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6.3.31までの間に、その事業適応計画に記載された産業競争力強化法の生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%）の税額控除との選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。

6. 中小企業向け投資促進税制等の延長等

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等を行った上で、適用期限を2年延長する。
- (3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、適用期限

の到来をもって廃止する。

- (4) 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置が記載されたものに限る）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (5) 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）のうち同法の改正法の施行の日から令和6.3.31までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（同法に規定する事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る）の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなっ

た場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

8. 貸倒引当金

適用を受けることができる法人の範囲に、割賦販売法の登録少額包括信用購入あっせん業者に該当する法人が追加された。なお、中小企業者等の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率が1,000分の7（改正前：1,000分の13）に引き下げられた。

9. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80％に満たない場合を除く）には、その譲渡に係る対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額とその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額を除く）とを合計した金額とする特例（すなわち課税の繰延べができる特例）が創設された。

10. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する

日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る）の範囲内で損金算入できることとする。

11. 寄附金の損金不算入制度の見直し

- (1) 特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。
- (2) みなし寄附金制度について、その対象となる寄附金の額から収益事業以外の事業のために支出した金額のうち事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除外する。

12. 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の創設

青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3.4.1から令和8.3.31までの間に開始する各事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度に限る）においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書（インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表す

るものに限る)は、指標に関する要件に係る部分について有価証券報告書とみなすこととされるとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく公表事業報告書に記載して同法の規定により提出し、かつ、同法の規定により説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされた。

13. 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子

内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の額(改正前：その利子の支払の基因となる負債の額)に占める割合を乗じて計算することとされた。

14. 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額

外国法人から受ける剰余金の配当等の額(外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限る)に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例との二重課税調整の適用を受ける金額に対応する部分に限り、その適用を認めない(改正前：全額不適用)こととされた。

15. 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入

外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の額（改正前：その利子の支払の基因となる負債の額）に占める割合を乗じて計算することとされた。

16. 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

適用要件の判定等に用いる負債について、負債の利子等の支払の基因となるものその他資金の調達に係るもの（改正前：負債の利子等の支払の基因となるもの）とされた。

17. 対象純支払利子等に係る課税の特例

対象外支払利子等の額に、次の金額を含めることとされた。

- (1) 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる支払利子等の額
- (2) 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる支払利子等の額

また、控除対象受取利子等合計額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子からなる部分の金額を一定の受取利子等の額の合計額に加えることができることとされた。

18. 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の

額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る（改正前：全額損金算入）こととされた。

② 所得税

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置が講じられた。

- ① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3.1.1から令和4.12.31までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

(注) 上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

イ 居住用家屋の新築

令和2.10.1から令和3.9.30までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等

令和2.12.1から令和3.11.30までの期間

- ② 上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が 40m^2 以上 50m^2 未満である住宅の用に供する家屋についても適用することとする。ただし、床面積が 40m^2 以上 50m^2 未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得

金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

(注1) 上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(注2) 上記①及び②について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。

(2) 税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等に含めることとされた。

(注) 令和4.1.1以後に確定申告書を提出する場合について適用する。

2. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療控除の特例（セルフメディケーション税制）

次の措置を講じた上、適用期限が5年延長された。

(1) 特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しが行われた。

① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が

著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

（注1） 上記の具体的範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

（注2） 令和4年分以後の所得税について適用する。

- (2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持推進及び疾病の予防への取組みを行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示が不要とされた。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととされた。

（注1） 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組みに関する事項を記載しなければならない。

（注2） 令和3年分以後の確定申告書を令和4.1.1以後に提出する場合について適用する。

3. 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の事業により、その業務を利用する者の居宅その他一定の場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税を課さないこととする。

4. 退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の方での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの（以下「短期退職手当等」という）に係る退職所得の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされた。

（注）令和4年分以後の所得税について適用する。

5. 家事関連費等の必要経費不算入等

居住者が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による賦課金及び延滞金の額が、必要経費に算入しないこととされた。

（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和3.8.1）以後適用する。

6. 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされた。

また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされた。

（注1）上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう。

(注2) 令和3.4.1以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

7. 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例

源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用が必要経費に算入できることとされた。

(注) 令和4.1.1以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡等について適用する。

8. 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例

適用対象から、特定保有株式が除外された。

(注) 令和3年分以後の所得税について適用する。

9. 寄附金控除・認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金が除外された。

(注) 令和3.4.1以後に支出する寄附金について適用する。

10. 申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し

その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除し

きれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととされた。この場合における確定申告書の提出期限については、現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様となる。

（注） 令和4.1.1以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

③ 相続税・贈与税

1. 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- (1) 令和3.4.1から同.12.31までの間に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、令和2.4.1から令和3.3.31までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。
- (2) 住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の床面積が一定の規模未満である場合には、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額の要件を1,000万円以下（改正前：2,000万円以下）に引き下げる。
(注) 令和3.1.1以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

3. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- (1) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
 - ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
 - ③ 当該受贈者が雇用保険法に規定する教育訓練を受けている場合
- (2) 上記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。
- (3) 非課税措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。
- (4) 教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(注) 上記(1)～(4)の措置を講じた上、適用期限を令和5.3.31まで2年延長する。

4. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- (1) 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。
- (2) 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上(改正前:20歳以上)に引き下げる。

(注) (2)の改正は令和4.4.1から施行する。

- (3) 結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資

金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(注) 上記(1)～(3)の措置を講じた上、適用期限を令和5.3.31まで2年延長する。

5. 農地等の納税猶予制度における利子税免除措置の延長

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を5年延長する。

6. 個人版事業承継税制における特定事業用資産の追加

個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る)を加える。

7. 法人版事業承継税制における後継者の要件緩和措置

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとする((1)については、一般制度についても同様とする)。

- (1) 被相続人が70歳未満(改正前：60歳未満)で死亡した場合
- (2) 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する

法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

4 消費税その他

1. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書の提出があった場合において、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができるとされる。

2. 金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類の見直し

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類がその対象から除外される。

(注) 令和3.10.1以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

3. 自動車重量税の免税等の特例措置

自動車重量税のエコカー減税について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した2020年度燃費基準を達成していることを条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替える。そのうえで、適用期限を2年延長することとする。

4. 航空機燃料税の税率引下げ

航空ネットワークの維持及び航空会社による設備投資等の

支援のため、令和3.4.1から令和4.3.31までの間、航空機燃料税の税率を改正前の半額とする（18,000円/kl→9,000円/kl（沖縄路線：9,000円/kl→4,500円/kl、特定離島路線：13,500円/kl→6,750円/kl））。

5 納税環境整備

1. 税務関係書類における押印義務の見直し

政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。

2. 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する。

(1) 承認制度を廃止する。

(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度について、その対象から一定の国税関係帳簿を除外する。

(3) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、国税関係書類に係る電磁的記録の保存が一定の要件に従って行われていない場合（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く）についても、当該電磁的記録を保存すべき期間等の要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならないこととする。

(注) 令和4.1.1以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は同日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

3. 納税管理人制度の拡充

納税管理人制度について、次の措置が講じられた。

(1) 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という）を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日（以下「指定日」という）までに、納税管理人の届出をすべきことを求めることができることとする。

(注) 上記の「所轄税務署長等」とは、その納税者に係る国税の納税地を所轄する税務署長又は国税局長をいう。

(2) 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、特定事項の処理につき便宜を有する者(国内に住所又は居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」という)に対し、その納税者の納税管理人となることを求めることができることとする。

(3) 税務当局による特定納税管理人の指定

所轄税務署長等は、上記(1)の求めを受けた納税者（以下「特定納税者」という）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記(2)により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を、特定事項を処理させる納税管理人（以下「特定納税管理人」という）として指定することができる。

(注) 上記の「一定の国内関連者」とは、特定納税者が個人である場合は、次に掲げる者をいう。

イ その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ その特定納税者の国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者

との間の契約により密接な関係を有する者

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に行う場を提供する事業者

- (4) 上記(3)の特定納税管理人の指定については、特定納税者及び特定納税管理人に対して書面により通知を行い、これらの者による不服申立て又は訴訟を可能とするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 令和4.1.1以後に行う上記(1)から(3)までの求めについて適用する。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（令和3年3月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.45	12.25	滋賀県	9.78	11.58
青森県	9.96	11.76	京都府	10.06	11.86
岩手県	9.74	11.54	大阪府	10.29	12.09
宮城県	10.01	11.81	兵庫県	10.24	12.04
秋田県	10.16	11.96	奈良県	10.00	11.80
山形県	10.03	11.83	和歌山県	10.11	11.91
福島県	9.64	11.44	鳥取県	9.97	11.77
茨城県	9.74	11.54	島根県	10.03	11.83
栃木県	9.87	11.67	岡山県	10.18	11.98
群馬県	9.66	11.46	広島県	10.04	11.84
埼玉県	9.80	11.60	山口県	10.22	12.02
千葉県	9.79	11.59	徳島県	10.29	12.09
東京都	9.84	11.64	香川県	10.28	12.08
神奈川県	9.99	11.79	愛媛県	10.22	12.02
新潟県	9.50	11.30	高知県	10.17	11.97
富山県	9.59	11.39	福岡県	10.22	12.02
石川県	10.11	11.91	佐賀県	10.68	12.48
福井県	9.98	11.78	長崎県	10.26	12.06
山梨県	9.79	11.59	熊本県	10.29	12.09
長野県	9.71	11.51	大分県	10.30	12.10
岐阜県	9.83	11.63	宮崎県	9.83	11.63
静岡県	9.72	11.52	鹿児島県	10.36	12.16
愛知県	9.91	11.71	沖縄県	9.95	11.75
三重県	9.81	11.61			

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.80％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

